



Title	北海道アイヌの社會生活
Author(s)	高倉, 新一郎
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 1, 179-195
Issue Date	1931-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10601
Type	departmental bulletin paper
File Information	1_p179-195.pdf



北海道アイヌの社會生活

高倉新一郎

は し が き

本研究の目的は、北海道の先住民族たるアイヌが十六世紀の初頃からその獨自の活動を始めた内地人に依て征服される直前、どんな生活をして來たかを知らうとするに在る。それ等の材料としては、道内各地に散在する所の彼等が使用したと思はれる遺跡、遺物、口碑、傳説、それと接觸した外部のものゝ見聞記等があるが、北海道の遺跡、遺物に關しては未だ綜括的結論に達する程の調査が出來て居ないし、口碑、傳説の蒐集も比較的信ずるに足る宗教的傳承の蒐集、翻譯は比較的新しい試みで是等の問題を解決するだけ豊富にはなつて居ない。故に勢ひ外部よりの見聞記をその主なる材料に採らねばならなかつたのであるが、稍詳しい記録と言へば十七世紀の初頃からボツ／＼現れて居るのみで、殊に其社會生活に至つては通り一邊の旅行者では理解が困難であつたのと、記録を残したものゝ注意がそうした方面にとどかなかつたので、その方面に多少でも興味を持つた科學者がアイヌを觀察し始めた時は、その古い生活の大部分は破壊されて居た。けれども内地人の支配は一時に全島に及んだものではなく、一部のアイヌは全く我が支配圏内にあると共に、一部のアイヌは全く獨立を保つて政治的な干渉を受けずに居たのであつて、内地人の支配が全道に及んだのは漸く享和以後の事であつた。故に未だ内地人の勢

力が尠なかつた地方のアイヌの生活記録は、注意して用ふれば材料となり得ると思ふのである。故に私は出来るだけこの方面に材料を求め、アイヌ自身の遺物、残物はそれを補正する材料とするに止めた。

一、經濟生活

アイヌはリスト若くはイリーの所謂漁獵時代⁽¹⁾にあつた。彼等の生活記録が現れ始めた頃には既に本道の西南部地方、氣候條件がよく内地人との接觸が頻繁であつた地方には、粟、稗、蕪菁等を主とする粗末な農業が行はれ、他の地方には可成に進歩した家畜としての犬の利用が行はれ、單なる天然物に依存する生活から人工的にそれを生産する時代にまで進んで居た様に思へるが、是等は——殊に農業は明らかに——周圍の民族の影響に依るものであつて、主なる生活資源は是を天然に仰ぎ、牧畜並に農業に依る生産物は唯其一部を補ふに過ぎなかつた。即ち彼等は殆んど最近迄漁獵民族であつたのである。

食物は漁獵の産物たる動物質を主とし、野草、果實等の植物質は其補充として用ひられたに過ぎず、其調理法も至て單純であつた。⁽²⁾衣服もアツトシ、若くはデタラツベと稱する植物纖維の織物がかなり古くからあつたらしいが、後世迄残つて居る器具、手法から見れば直接にか間接にか是を内地人より受けた技術であつて、此手法の入る以前には毛皮(ウリ)鳥毛(ラブリ)魚皮(アクミ)並に草(ケラ)等が用ひられて居た。⁽⁴⁾即ち内地人と接觸の尠なかつた地方はずつと後迄も其技術を知らなかつたのである。(註一) 道具に於ても彼等は遂に鐵の精製技術を知らず、是を内地人に仰いで居たから、鐵の輸入を見る迄は石器若くは骨器を用ひて居た事は明かな事實で、明治に入る直前まで不便な地方のアイヌはそれを用ひて居た。今日北海道に出土する石器時代の遺物は彼等の殘したものだとして居る。又土器の製法も知つて居た。後世その使用も、製法も忘れられて了つて、内地人より輸入された器具並に手製の木器を見るのみとなつたが、種々の事實は餘り遠くない以前までは是を使用して居たこ

(1) Wilderzustand 又は The Hunting and Fishing Stage.

(2) 津留季雄 アイヌの飲食物に就て、(東京人類學會雜誌十六卷 398 頁以下)

(3) 北海道史第一 17頁

(4) 河野常吉 アイヌ自製の衣服(北海道人類學會雜誌第一號 5頁)

とを物語つた居る。(5)

狩獵用具としては弓(毒矢、仕掛弓)が殆んど、唯一のものであつた。漁業には種々な魚槍(オプ)が用ひられ、鮭漁にはイサバ・キク・ニと稱する二尺位な太い柳棒が用ひられた。網はヤと言つて可成古くから用ひられて居たと考へられるが、それもせいふく纏に過ぎなかつたらしい。外にウライと稱する梁があり、又骨製の釣針等が貝塚から發見される。武器にも棍棒(シウト)槍(オプ)弓矢(クウ)等があつたが毒矢が殆んど決定的な武器であつた。

漁獵並に交通用としては獨木舟があつた。川沼等に用ふるものは普通三四人乗位のものであつたが、航海用としては剝木の縁に割板を藁草の繩で綴ちつけ、蓆の帆と車權とで運行せしむる稍大きな船を用ひた。

故に彼等の富としてはエンゲルスが野蠻下期の状態を言ひ表した様に通常「家屋、衣服、粗末な裝飾品及び舟武器、最も單純な種類の家具等の營養の獲得及び調理のための道具からのみ成り立つてゐる」、それ等も甚だ數の少い、殆んど富と言ふに足りない位貧しいものであつた。

是等の事實より綜合する時はアイヌの文化段階はモルガンの所謂上期蒙昧時代に屬し、土器の製法を知つて居たと云ふ點から見れば既に野蠻時代の下期に進んで居たもの、更にミユラーリヤー氏の分類に依れば漸く上段階高等獵民を脱せんとして居た時代迄は遡り得る。(12)

然し我々が今知らうとしつゝある時代のアイヌの生活は更に進んだものであつた。

アイヌは孤立した民族ではなかつた。北方は樺太島を中心として、既に遊牧時代に入つて居たオロツコ、ギリヤーク等の諸民族に接し、海を隔てた山丹人と交通してそれを通じて滿洲文化の影響を多分に受け、樺太は恰も滿洲の植民地たりしかの觀あり、南方に於ては日本文化との絶えざる接觸があつた。「諏訪大明神繪詞」の所謂渡黨が、通説の如く奥羽地方の蝦夷が渡島したものだと思へば其影響はすでに千年近くの遠きに遡り得るが、

- (5) 河野常吉 非コロボツクル論(札幌博物學會々報第二卷)「アイヌ人と其說話」第三十九章 (6) バチエラー「アイヌ人と其說話」第四十三章 (7) バチエラー「アイヌ人と其說話」百十七號107頁
 (8) 高畑利宜 膽振國海岸古跡(人類學會雜誌百十七號107頁)
 (9) Engels. F. Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates. 西譯66頁による。 (10) Upper Status of Savagery. (Morgan: Ancient Society. P. 10) (11) Lower Status of Barbarism (同上) (12) Müller-Lyer. Phasen der Kultur und Richtungslinie des Fortschrittes. s 347 (13) 延文元年小坂圃忠 奉納 (14) 金田一京助 中世蝦夷の研究(アイヌ研究 367 以下)

若しそうでないとしても、北海道蝦夷と内地人との交通が頻繁に行はれ、その影響の尠くなかつた事は、各地に於て縄紋土器に交つて彌生式土器、若くは朝鮮土器が出土する事に依ても察せられる。東方千島に於ても本道のアイヌと北千島並にカムチャツカの土人との交通は古くからあつたらしい。(15) 而も日本文化が最も強く、最も影響する所が多かつた。それは日本文化が他の方面文化よりも比較的高かつたのと、其接觸が古く、アイヌに取つてよりフアミリアーであつたこと、並に比較的政治中心に近かつた爲であらうと思はれる。内地人との交通は唯に西南部地方の蝦夷に限らず、宗谷、厚岸等の蝦夷を通じて、樺太、千島等にも行はれて居た。

是等の民族に教へられてアイヌの經濟生活は漸次高まつて行つた。

植物の纖維を織物とする方法はアイヌの衣服を一變し、續いて内地産の木綿が入り、最初は禮服として、やがて順次に動物の皮革で作つた衣服を驅逐し、實用化して行つた。鐵の輸入は不便な石器骨器を次第に驅逐し、既成器具の豊富な輸入はその個有の土器を斥けて、その製法さへも忘れさせて了つた。生産用具にしても殊に漁具に於て可成の進歩を見せた。網は原始的な纏網たもかみから差網へ、材料も木皮から麻糸へと變化し、魚槍にも鐵先が用ひられると共に種々の工夫が凝され、漁法にも一段の進歩を見せた。

それよりも更に著しい進歩は農業の輸入と犬の利用の高級化であつた。農業は極く粗放な方法で小面積に行はれ、收量も高々狩獵産物の補充若くは一種の贅澤品視された位に過ぎなかつたが、十八世紀の初頃には既に西は積丹半島から東は白老附近に迄廣り、殊に冬の食糧として重大な地位を占めつゝあつた。

農業の未だ擴らなかつた東北部地方では犬が重大な役割を演じて居た。彼等は多くの犬を飼ひ、唯に狩獵の手傳として利用するのみならず、冬期間には肉を食用、皮を衣用として用ひる重要な家畜とした。従つてその飼育の技術も進歩したものがあり、殊に樺太アイヌは、周圍の民族の影響により、犬を牽引用に用ひ交通上に利用する事が多かつた。(17) 即ちその生活は依然として漁獵經濟時代に止つて居たとは言へ、その生産技術は單に天然物

(15) 鳥居龍藏 樺東民族 304-310頁

(16) 摺稿 アイヌの農業 (北海タイムス 昭和四年十二月)

(17) 間宮林藏 北蝦夷圖説 産業部上

の利用に止まらず、更に進んだ段階——農業時代、若くは牧畜時代に進み得べき胞芽が養はれつゝあつたと言へよう。

更に交易の結果は彼等の富を増した。交易品も最初は生活必需品の餘剰に過ぎず、其種類も數量も同じかつたが、技術の輸入に依て其種類も増加し、今迄直接に必要なもの以外には用ひられなかつた勞力が交易品製造のために用ひられる様になり、殆んど財産と稱し得べき物が無かつた所へ、諸種の輸入品が寶物として加へられた。交易品を貨幣として富の蓄積が行はれたのである。山丹より渡來した錦、玉、其他の裝飾品、内地より齎らされ太刀、漆器類、裝身具等は殊の外珍重せられ、その多寡は直ちに貧富を論ずる標準となつた。只に富の象徴許りたてではなく、是を代償として其漁獵範圍を手に入れる事が出來、⁽¹⁸⁾アシンベと稱して死刑に相當する罪さへも償ふことが出來、⁽¹⁹⁾又妻を娶る時の結納ともなつた。⁽²⁰⁾是等の寶物に對しては私有觀念を有して居たものらしく、⁽²¹⁾「蝦夷談筆記」にも

「古き罫又小彫物細工など代々持傳へて秘藏いたし候も有之候、尤人の曾て不知所、山の片陰などに隨分隠し大體も已かせが、れにも知らせ不申候」と言つて居る。

アイヌが嘗て共産的な生活を送つて居たかどうかは未だ議論の餘地が多からう。けれども動産に對して私有觀念が出來た後にでも、共産的な色彩を伺ふことが出来る。例へば各部落は其部落共有の漁獵區を持つて居て一つの獵團を作つて居た。是等の漁獵區は排他的なもので、部落員以外の者が無斷で闖入狩獵することを禁じ、若し是を犯したものがあれば贖財が要求された。⁽²²⁾「北海道土人法式其他雜事大略調」にも

「山海ノ獵漁タルヤ大略一郡或ハ二郡ノ分界アリ。他ノ郡へ出稼スルヲ不許ト雖モ山獵ノ如キ日十兩國ヨリ石狩國へ密々熊獵ニ至ルモアリト雖モ其他ノ土人之ヲ見咎ムルニ於テハ應接ノ上其皮ヲ可受取權アリ。無言ニテ

(18) 舊土人の傳説及事實談 (殖民公報第四十二號)

(19) 金田一 ユーカラ研究 二 P 240

(20) 北海舊土人 八頁

(21) 寶永七年 松宮俊仍編 (寫本)

(22) 開拓使稿本「蝦夷雜書」所收 明治十年酒井忠都報告 (寫本)

決テ取去ル事ナシ」

と言ひ、モンベツ・ウレンバウクも⁽²³⁾

「鹿や熊や魚類を捕るにも區劃があつて其部落の主人は自分の領分以外に狩も出来ない。他の領分へ行くと直ぐ罰せられる。」

と言つて居る。是等は稍もすれば場所請負制度の結果發生したものと如くに考へられるが、場所そのものがその當時のアイヌの漁獵區を基として區劃されたものであるらしい事は、明和四年厚田場所と増毛場所との境界争の時藩は「蝦夷地の事は蝦夷次第」と判決して居る事に依ても察せられやう。⁽²⁴⁾ それよりも場所の置かれなかつたエトロフ島にもこの習慣はあつた。例へば文化六年の「衛刀魯府志」には「山海共に境界有。ツットナ(酋長)是を司る。其領分に非れば草木といへ共獵りに是を侵る事あたはず、若鯨杯の寄たるを見當れば其領をヲトナへ斷り、ヲトナの下知を受て配當す。法令甚だ嚴重にして少しも法を犯す者有ればチャランゲ(談判)を入れてツグナイ(贖)を取るなり」と言つて居る。アイヌの部落間の争は概ねこの獵區の争であつた。

唯に獵區を共有するのみならず、彼等は共同の漁獵を行つて居た。例へば「蝦夷見聞誌」卷七にオサルベツの土人の語つたと言ふユウカル(實はイソイタク)の譯がのせられてあるが、それに依れば、アイヌが共力して熊を仕掛弓のワナに追込み狩獲る有様が如實に描かれて居る。漁業に於ても亦同様で、近藤重藏「總蝦夷地御要書之儀ニ付心得候趣申上候書仕」にもイシカリの鮭漁につき

「冬中夷人手細工に仕候網を以各組合を立、川筋濱邊所々に網引仕」云々

と言つて居る。唯に生産方面に協力したのみならず分配並に利用方面に於ても共産的相互扶助が行はれて居た。

「十勝州略説」⁽²⁵⁾ はこのことを

(23) 北海タイムス 大正七年六月廿九日

(24) 松前廣長編 福山秘府 諸法令部 (寫本)

(25) 毛夷東環記所收 津輕藩士 齋藤藏太著 (寫本)

(26) 編者不明 文化年中編 (寫本)

(27) 近藤正齋全集第一 36頁

(28) 明治三年 十勝靜岡縣出張所調 (寫本)

「一州ハ猶一郡ノ如ク、一郡ハ猶一村一家ノ如ク（中略）故ニ歲月次漁獵ノ如キモ或同力合蓄シ、更ニ州中ニ分附シ、以テ其漁獵スルアタワザルノ孤獨ニ及ス。」

と云ひ、「渡島筆記」⁽²¹⁾には

「俗假貸なし。衣食住のうち居は右ところの木を伐り、草を刈て自ら作、同郷聚り助く。衣は木皮を剥てアツシを織て着、身に纏に足る。唯食又自捕て貯ふ。昔よりえぞ飢をもて死したるものなしといへども、若しこれあらば蓄なき者に有もの分ちあたへ、盡る日に及て富者、貧者同じく斃るべし。平生にありて一杯の酒といへども獨のむことなし。かならず友を引來て分ち飲」

と言ひ、「蝦夷常用集」⁽³⁰⁾にも

「食事の時外より人來る事あれば、其人數の多少をいはず家の者とひとしく食をすゝめ、すべて微少の食物といへども我一人にて喰ふといふ事あらず、其坐にあるほどの人にはことごとく配分して喰ふ。もの至てわすかの物にて配分すべからざるものは其坐中にて老人あるひは小兒などにあたへて一人に食せしむる事もあるなり。老衰の夷、或わ重病等の夷、住居近きにありて養ふべき人もなく、飲食心にまかせざるものには食事のたびごとにかならず持行て喰はしむ。大に漁獵等ありしときは親類、朋友をまねきて木邦にて俗に振舞などいふが如き事をなすこともあり。」

又「蝦夷土産」⁽³¹⁾には

「餘りたる飯杯を老人の中にも若年のものなどへ遣しても其もの一人にてわ決して喰せず、縦令少したりとも夫々配分して食するなり。扱女の子同士、集りて煙草を吸を見るに、きせる一本にて三四人づつも寄集りてすふなり。一吹吸てわ次へわたし。又其通にして次に渡しとり吸なり。酒など飲も其坐に居合たる夷人わ少したりともわけ得さす。」

(29) 著者不詳 文化五年著（寫本）
 (30) 著者不詳 文化中編（寫本）
 (31) 開拓使版 蝦夷風俗彙纂 前編八所收

等と言つて何れも是を證明して居る。殊に熊を得た際には部落中の小兒に至るまで其肉を分配する習慣は今日でも残つて居る。

然し是等の習慣は漸次崩壊しつゝあつたものらしく、後には漁獵に於ても個人的——渺くとも家族の権利が認められて居る。例へばムイサリ川のウラエは、對雁脛長シレマウカ、其妻と妹並に子供に認められて居た記録があり、⁽³²⁾熊の穴はその發見者の権利の内にあつて他のものが犯すことは出来なかつた。農業にあつては家族間の協力は殆んど行はれず、従つて農業地に對しては先占者の権利が尊重されて居た。⁽³³⁾

或程度の分業は既に行はれて居たらしい。最も明瞭に見られるのは性的分業で、男子は漁獵に従事し、女子はそれ以外の一切の家事を引受けて居た。「夷諺俗話」⁽³⁴⁾に

「山へ行薪木を取、飯糧にする草の根を掘りアツシにて反物を織り、水もメノコの汲事也」と言つて居るが、「松前志」⁽³⁵⁾が

「終日毒箭ヲ負テ深山幽谷ヲ飛走シ、獸ヲ逐、或舟ヲ大洋ヘ浮ベ、海底ニ沈没シテ魚介ヲ捕、岸ニ來テ是ヲ道路ニ打捨テ、他交遊ヲナシテ甚懶惰ナレドモ、妻妾ヒトシク集リ混シテ是ヲ運ヒ、是ヲ乾シ、是ヲ腊トシ、コレヲ脰トナスノルイ、皆妾婦ノ業也。風雨セバ妻妾各其屋ニ居テ夷服ヲ織ル事諸産業悉ク又女子ノ手ニ出サルハナシ」

と言つて居るのはより要領を得た説明だらう。

次に考へられるのは各部落間の分業で生活必需品の有無を互に通じたらしく、例へば酒井忠郁「北海道土人法式其他雜事大略調」に載せられた、十勝に於て中川郡トシベツ上流には鹿が多く鮭魚はない、是に反して十勝川筋は鮭が多いから兩川の合流點で其交易が行はれたと言ふ例はその一つと見る事が出来よう。又或人は或地點から石器の未製品が多く出るに反して或地點からは全くそれが出来ない事實を指して其證として居る。⁽³⁶⁾

部落内部個人間の分業は殆んど發達して居なかつた。唯特別の技術に秀でたものが他より多く其仕事に従事し

(32) 札幌區史 252頁

(33) 田村浩 日本原始共產制の研究 30頁

(34) 寛政四年 串原正峰著 (寫本)

(35) 天明元年 松前廣長編 (寫本)

(36) 鹽田弓吉 北海道に於ける先史住民の風俗習慣(東京人類學會雜誌三十卷206號)

て他の者の利便を圖つたことはあつたらう。例へば「渡島筆記」の左の記事はそれを暗示して居る。
 「鳥頭を製するに極て巧拙あり。(中略)これによりて聚落中にて某が製毒よしとてもらるて用ることなりとぞ」

然し性的分業を除いては他の分業は殆んど考へるに足りなかつた。

斯く考へて來ると今目的として居る時代のアイヌの經濟生活は、周圍の民族、殊に内地人に依て著しい影響を被り、單なる漁獵生活以上に一步踏み出した種々の特徴の存在した事を知るであらう。

〔註一〕「女は縫と申事も不知、同外地夷の織しアツシ彼等に見せしに、是わ如何なる處にて拵る物ぞと問しに、是は地方の女夷共の織たると申聞かせけれ共、彼の女夷共是はくゝと、乍去、我等には籠組さへ皆々出來(兼)ぬる也、是を組たる女の子共も亦神の類なりと大に感じける」

「毛夷東還記」所收

山崎半藏 東蝦夷地紀行 (文化三年成澤規島紀行)

二、社 會 組 織

以上略述した様な生活を營んで居たアイヌの社會は極めて小さなものだつた。「蝦夷草紙」⁽³⁷⁾にも

「蝦夷地の一村落、家僅に五戸七戸なり。稀に十戸もあれば大村とするなり」

と言ひ、「野作雜記譯説」⁽³⁸⁾卷二所收 寛永二十年北海道に來た和蘭船の報告にも

「余既に見及びたる家數最も多しといふべきもの二十戸に過ぎ。却て一村の家數は六七戸より十一戸に至るなり。其部落亦之と彼と相距るる間半里あり。近きものなし。」

と言ひ、事實、寛永・享和年間始めて我が支配力の及んだ當時の調に依れば、エトロフ島の部落六郷二十五ヶ村の中二十戸を數ふるものなく、百人を出るもの極めて少數であり、時には一戸を以て一村を形成するものすらあ

(37) 寛政二年 最上徳内著 (寫本)

(38) 文化六年 馬場貞由譯 原蘭書1785年發行 (寫本)

る。⁽³⁹⁾

彼等はこうした小部落をなして、海岸、河邊の獲物の豊富な、生活に便利な土地を撰んで居住して居た。然し全く其生活資料を天然にのみ仰ぐ生活は、獲物を追ふて轉々と住居を變へさせた。同じく「蝦夷草紙」に

「蝦夷土人家宅有とも生涯一處に定居する事なし。漁獵多き地あれば其家宅を棄て、家族と共に器財を携へて其地へ行き又家を作り産業をなす。是夷人の風俗なり。且春夏秋冬に因て漁獵ある海濱となき地とあれば一年の同所に居事なし。只漁獵の地を追て假居し、年月を送る。故に生涯居處を定めざるなり。」

と言ひ、「蝦夷島記」⁽⁴⁰⁾にも

「一、居所は海のはた、川筋に村を建、一むれつゝ罷在候。魚鳥獸無之候得者其村を捨て、又魚鳥獸の有之所を見たて其所に皆引越居住仕候故所も不定よし」

と言つて居る。然し彼等の移轉が頻繁であると言ふ事實は農業民族のそれに比較した爲で、遊牧の民の如く轉々としたものではなく、冬期間は一定の土地に定住し、漁期のみ一定の地域に居を移し出稼したものであらう。それは北千島のアイヌが占守、幌筵、ラシヨワの三島を居住地とし、附近の島に漁場を持つて出稼に行った状態で略々想像が出来る。⁽⁴¹⁾ 冬の村ではアイヌは穴居して居たものに相異なく他國人の目にふれた部落は、恐らくは夏期の出稼村、若くは冬村をすて、出稼村に居住した第二次的型であつたと思はれる。故に穴居跡の散布は極めて面白い資料を提供してくれるのであつて、上川地方の調査に依れば、⁽⁴²⁾ チャシに依て圍まれた酋長の居を中心として數十、或は數百の穴居跡が散布し、附近に共同墓地を持つた大集團を想像せしむるものがあると言はれて居る。部落の組織に對しては面白い暗示を與へてはくれるが、是を以てアイヌの部落が今日よりも大きかつたと言ふ證據とするには、群中のすべての堅穴が同時代に存在したと言ふ確證がない以上、危険であらう。然し共同墓地を有して居たらしい形跡はそれが氏族團體であつたらうことをかすか乍ら想像せしむる。

(39) 近藤正齋全集 第一 廿九頁

(40) 續々群書類從 第九 地理部 所收

(41) 鳥居龍藏 千島アイヌ 七十頁以下

(42) 阿部正巳 北海道のチャシ (人類學雜誌 三十三卷66頁以下)

各部落は各々酋長を戴いて居た。「蝦夷島記」に

「蝦夷島中大將と申事無之一村々々の大將とて候なり。」

と言つて居るのが是であつて普通是をヲトナ（乙名）と呼んで居る。乙名とは恐らく一族の長と言ふ意味で、内地人が酋長を呼ぶに用ひた通稱であつて、「渡島筆記」には

「邑落各長あり。バンキンネニシツバと言ふ。副あり。シバンキンネと言ふ。是を和人呼でおとな、こつかいといふ。長オトナコツジ 小使の名既に久しく今のアイヌの少年は却てバンキンネといふことをしらざるものあり」と言つて居る。バンキンネニシツバは *Pankenne Nishipa* で「頭立つ人」の意であり、シバンキンネは *Shi-Pankenne*

で「次に頭立つもの」の意であらう。バチエラー氏の辭典(43)に依れば酋長を意味する語として更に

Ainutopake 又は *topake*

Ikiripake (*guru*)

Uta-pa 又は *Pa* 「族長」又は「頭」

Sapaneguru 又は *Esapaneguru* 「頭になる人」

Pauguru 「頭にある人」

等 *pa*, *pake*, *sapa* 等「頭」の文字を用ひたもの、若くは、*Uta koro guru*（ウタレを持つ人）*apra*（案内者）*pungnaguru*（番人）等を擧げて居る。又 *Kolan koro nishipa*（村を統る人）も酋長の意味であると言ふ。

是等の酋長は時と處に依て異なるが世襲若くは選舉に依つた。否寧ろ其混交したものであつたらしい。「東遊記」(44)に依れば

「男つきよく、髭うるはしく、辯舌よきものをおしたてゝオトナとなす。」

と言ひ、人物を選舉するのが常態の様だに語つて居るが「渡島筆記」は

(43) An Ainu-English-Japanese Dictionary and Grammar. 3版

(44) 平秩東著作 天明三年（寫本）

「長は其家を世々にす、且嫡庶を問はず、血統のある所にして其人を取のみ」と言つて血統の重要視されたことを語つて居る。事實勢力のある酋長は自ら神の子孫だと號して居、⁽⁴⁵⁾血統の尊

いものを崇めるのはユーカラでも見ることが出来る。⁽⁴⁶⁾樺太の例に依れば、酋長は世襲であるが人物を必要としたから、相續者に不適當なるものがある時には部落の同族が集つて別に相續者を決めたと言ふ。⁽⁴⁷⁾

部落内の酋長の任務は重かつた。其の主なるものを挙げれば、漁獵に際にしては部民を指揮し、冠婚葬祭の儀式を司り、紛争を仲裁し、罪人を處分し、外部に對しては部落を代表して種々の交渉に當り、鬭争する場合には其指揮者となつた。更に重大な任務は交易の指揮者となる事であつた。⁽⁴⁸⁾故に部落の酋長たるものは何れも智勇を兼備し、部落の口碑、傳説其他の事情に精通し、議事に聰明、討論に雄辯で部落の人望を負ふたものであらねばならなかつた。⁽⁴⁹⁾

酋長には二種あつた。「蝦夷風土記」⁽⁵⁰⁾に

「然各處固皆有酋長、大曰拔詩和（ハシオ）小曰三和多奈（ナトナ）」

とあるのは此の事實を指して居るものらしい。オトナと呼ばれたものは各部落の酋長で、その上に更に數部落を統率する大酋長があつた。前者を樺太ではイコサバネクル、⁽⁵¹⁾又はコタンコロボンニシバ、後者をコタンサバネクルと呼び、維新前迄樺太には六名の大酋長があつた。安政三年「觀國錄」⁽⁵²⁾に書かれた、他の酋長の上に特別な待遇を受けた五人衆なるものは、恐らく此の大酋長であつたに相違ない。

是等は血統、若くは實力に依て他の酋長から崇められたものである。「家來二百人程召仕」⁽⁵³⁾つたと言ふ支笏の酋長トビタケ、部下數百人を率ゐて居たと言ふノツシヤフの酋長シフク⁽⁵⁴⁾等は將に是であつて、歴史上有名な染退のシヤクシャイン、沙流のオニピシ、石狩のハウカセ、厚岸のイコトイ等は、唯に一部落の酋長に止らず、それ等の地域の數部落を支配した大酋長であつた。

- (45) 松前武四郎「東蝦夷日誌」中ピラガ村酋長マフラス系圖、並に大内餘庵著「東蝦夷夜話」中メンカクシの系圖參照 (46) 金田一京助 ユーカラ研究二660頁以下
 (47) 青山著 極北の別天地 樺太事情とあいぬ生活 (48) 北海道舊土人 五頁
 (49) 林欽吾アイヌの原始社會 (遺民、十四卷五號) (50) 寛政元年 新山質 (葛西因是) 著 (寫本) (51) 青山著 極北の別天地 樺太事情とあいぬ生活
 (52) 備後福山藩士 石川和助著 (53) 寶永七年 蝦夷談筆記 (54) 福山秘府

其部落を構成して居たものは血縁をもつてゆるく結合した數個の家族であつた。

家族は主として夫婦、未婚の子女より成る小家族であつて、其結合も堅固なるものではなく、結婚したものは別に家を作つて父母の家を離れ新しい社會編成の單位を作つた。「渡島筆記」にも

「長子先づ長ずれば妻をめとりて別に家をなす。二子三子もまたしかり。父死て家にとゞまる所の子其跡を繼ぐ。」

と言ひ、「薙刀魯府志」にも亦

「先に生ずる子、成るに隨ひ婚をなし、或はほしいまゝに別宅す。」

と言つて居る。部落の戸數がその附近の支へ得る生産力以上になつた場合には、新に出來た家は他地方に移住しそこに新しい部落を作つた。それが附近の蝦夷と婚を通じて新らしく接した部落團に融合して了つたことは珍らしくなかつた。⁽⁵⁵⁾

アイヌの結婚は多妻主義であつたと言はれて居る。即ち「野作雜記譯說」卷二にも

「一男二婦を娶つて」云々と言つて一夫多妻制の普通に行はれたことを示し、「蝦夷談筆記」には「尤男一人にて妻四五人或は七八人も帶し候。頭立候者程多く帶し申候」と云つて、勢力の盛んなもの程多くの妻妾を有して居たことを語つて居る。東蝦夷地國後の酋長ツキノキが十八人の妻妾を有して居たことは有名な事實である。是等の妻妾は各々別に家を持つて別居し「津輕紀聞」⁽⁵⁶⁾の所謂「他所へも稼に行ものは其行ききくゝに一人宛に妻をもちて、是に少しも渡世のみつきもせず、妻と定め置ばかりにて、稼に行たびくゝに此所を休足所とし、心任せに何時にても他所へゆきて直に本宅にかへる事も有。」と言ふ有様であつた。

アイヌの一夫多妻制は然し乍ら、所謂ニシバに限られて居たもので、それは無統制な荒淫、若くは多數の妻妾を蓄ふる事に依て自己の能力を誇らんとする虚榮心から出發して居ないとは言へないが、それよりも「蝦夷島記」

(55) 札幌區史 156

(56) 寶曆八年 著者未詳 (寫本)

に
 「蝦夷男死候へば女房己が親類、兄弟の方へは返らずして夫の近き親類の方へ行、男の近き親類の女に成り申候故、親類廣き男は一人して女房をあまた持申たるも有之候由」とあるは吟味すべき文字で、「渡島筆記」に「長たるもの大低妾多し。性惡なるものこれによりて人の患をなすことあれど、偏に奢侈淫欲のためのみしかるにもあらず。或は人ありて某貧若くは老病なり、彼が女子世の常の夫に従ひては活計もおほつかなし。役がために長が妾にせよなど仲たちする事あり。」

とあるのを考へ合す時は、後のウタリの解と同じく富裕の者が一族中の鰥寡を扶助する意味から出發し、その無報酬な努力を利用して後には經濟的な利益を得るを目的とするに至つたものであらう。「松前志」が女をよく働く事實を記し「故に妾を多く扶助せる夷人は必其家豊饒也」と言つて居るのはその見解である。

結婚は許婚があり、又習慣に依る禁忌もあつたが、大体に於て當事者の意志に一任され、離婚も比較的容易に行はれたらしい。妻の地位は低く、夫の名を口にするは固く禁じられ、⁽⁵⁷⁾直接神に祈願することは許されず、⁽⁵⁸⁾直接男の來客と對話するは慎むべき事とされ、⁽⁵⁹⁾若し姦通の場合には、男はそれが女よりの申出であることを證明すれば責任を免れることが出來たが女は常に嚴罰を以て臨まれた。⁽⁶⁰⁾

アイヌの社會には階級の差別はなく、唯身分の相違があつたのみである。ウタレと呼ばれて居るのが即ち是である。ウタレに就ては古來異説多く、「蝦夷風土記」には

「亦別有^ニ奴隸、名曰^ニ烏打連、其在^ニ酋長前^ニ拱^ニ手聲折、亦敢不^レ失^ニ肅敬之容、若^ニ主家有^レ喪終^レ喪之間奴隸爲^レ之給^ニ飲食」

として奴隸と解し、「蝦夷草紙」には

「豪富の長夷はウタレと云て家僕數多あり。皆譜代の者共なり。主人旅途の産業に出る時は此ウタレどもを妻子

(57) 舊土人に關する調査 65頁

(58) 北海道舊土人 8頁

(59) 「夷諺俗話」卷之三 メノコ

(60) 「渡島筆記」

と共に従ひ行、主從残らず旅途に滞留して産業を營むなり」

と言ひ、「漢汐草」⁽⁶¹⁾も是を家來若くは從者と解して居る。然るにバチエラー博士に依れば、ウタレなる語は、本來、人民、朋友、人等の意であり、金田一京助氏「樺太アイヌ語彙」⁽⁶²⁾に依れば、ウタリなる語は「家内、家族、妻子」をさへ呼ぶ言葉である。即ち「Uta」は元來、同族の人、同村の人、同輩の人と言ふ意味で、それが語尾の變化に依て所屬形（若くは被所有形）となる時、家來、從者の意味となるのである。⁽⁶³⁾而もそれは奴隸ではなかつた。其成因に就ては「渡島筆記」が

「男子にても孤貧獨立すること能はず長^{オナナ}などの家に食客となるものはあれども只其のウタレと呼び奴僕なりといふ名なし。」

と言つて居る通り、血縁中に自活する事が出来ないものが生じた時有力なるものが引取つて是の世話をしたものである。故に社會的地位は低くとも勞働の種類等は殆んど變らなかつた。勿論後には其所有者の地位が高まり其數も増し、賣買すらされる様になつたが、⁽⁶⁴⁾その起源は生活に窮した血縁のものに求むべきではないだらうか又「Uta」なるものがあつて召使の下人と解されて居るが、⁽⁶⁵⁾是はウタリの別名と見ることが出来る。

結 論

以上の事實の教へる所に依れば、内地人の支配が加はり始めた當時のアイヌの生活は考へられて居る程原始的なるものではなく、可成の分化が行はれて居るのを見るのである。即ち經濟的方面に於ては所謂漁獵時代を一步踏み出して農業、若くは牧畜の萌芽を藏し、外部交易が行はれ、統制方面に於ては既に政治的な酋長の發生を見てそれに依て統轄せられ、其構成員も單純なる血族ではなかつた。

血に依て集つた小數の家族の群。アイヌの社會の最初の形態はこゝ考へられて居る。各家族は家長に依て、一

(61) 寛政四年 上原熊次郎 阿部長三郎編

(62) 金田一京助 ユーカラ研究二 496頁 註

(63) 山邊安之助著 金田一京助譯 「あいぬ物語」附録

(64) 木村子虚筆記（寫本）

(65) 金田一京助 ユーカラ研究二 331頁 註

群の家族は血族中の長者に依て率ゐられ、各々の生活に最も便利な場所に居を構えて居た。是等の群は其構成人員がその有する生産手段以上に達した時は分裂して更に他地方に新しい群を作つて行つたが、技術の發達は其群の漸次的擴大を可能ならしむると共に、是等の群の再結合を行つて行つた。斯くて出來た社會は最早血族内の長者に依て率ゐる事は出來ず、其處に新しい支配者を必要とした。此轉期に最も大きな役割をなしたものとして、私は他民族との交易を舉げたいと思ふ。

他民族との交易は前述した通りアイヌの生産手段に一大進歩を齎らした。と同時にそれに依て獲得した富の蓄積を可能とした。而も是等の富は私有されたからして、より大きな生産力を有するものが次第に經濟的な實力を得、そこに財産の不平等が生じたのは當然であつた。故に家族内に多くの勞力を有して居る者は次第に富んで行つた。「渡島筆記」に

「已にこれを許しては、僕妾の義にかゝはらず、妾の身はいふに及ばず、それが父母兄弟も直ちに長が家族と成て養は長が力によるといへども、漁獵探草皆長がためにつとむ。私財なし。故に妾多き者は行事を助くる者多くして愈々益々富を重なるなり。」

と言つて居るのは味ふべき事である。産物の豊富な、交易に便利な土地に占據する酋長には更に大きな富限者が出來て來た。富んだ者はニシバと敬まはれ、「物も持たずに人に使はれる」⁽⁶⁶⁾者はウエンクルとして卑けすまれた。多くの他人に恵をかけ得る者が偉くなり、其返しの充分でないものが下風に立つ。こうして富者がやがては村の長(コタン・イサバネ)になつた事は「アイヌ神諭集」⁽⁶⁷⁾の中の「梟の神の自ら歌つた謠銀の滴降るまはり」の物語がよく説明して居る所である。長老に替つた新しい群の支配者、即ち酋長の發生はこゝに求むべきではないだらうか。⁽⁶⁸⁾従つて酋長は年に一度部落全体を振舞ふのであつた。

「北海道土人法式其他雜事大略調」に

(66) 金田一京助 ユーカラ研究ニ289頁註

(67) 千里幸恵 大正十二年發行 (爐邊叢書の内)

(68) 松本信廣 アイヌのボトラツチ (民俗學2卷4號)

「一ヶ年一兩度、乙名或は富徳の者、粟酒を造り近郡に至る老幼男女相集め、飲酒せしめ、是をカモイノミといふ」

と云つて居るのが是である。

酋長の發生の源流をこゝに求めた時に、其酋長を中心とした社會はどんなものであつたかは容易に想像がつく。それは甚だ共和的なものであつた。酋長と雖も其率ゆる部落の一人一人につき支配權を持つて居たのではなく、其及ぶ範圍は自己のウタリに限つて居た。⁽⁶⁹⁾ 彼は部落中比較的多くのウタリを有する家長たるに過ぎなかつたのである。「野作雜記譯說」卷三所收、天和八年の書牘に

「其長たると言ふ者は僅に僕從三四人を給仕するのみにて」

とあるのはこれを指して居る様に思へる。部落内の他の家長は酋長の同盟人であつた。家長は家族内の事は全く自己の判斷に依て處理し、部落全体に關する事項のみ酋長との合議若くは其強制があるに過ぎなかつた。部落全体の重大事件は部落全体の合議に依て決せられた。

然し酋長中の豪者、富者にして眷屬を多く有したものはやがて附近の部落を威壓し、從屬せしめたのは當然で殊に内地人の壓迫は意識的に各部落を聯合せしめ、そこに大酋長の發生を見た。然し遂に國家を作り得なかつたのは、彼等の生産手段が永久的な政治組織を造るに充分なだけ發達して居なかつたのに原因する事であつて、彼等が内地人との接觸に依り、生産手段の進歩を來したと同時に、内地人の政治的支配が彼等の頭上を下つて、それに對して起つた小原始國家の萌芽を蹂躪して了つたのではないかと思はれる。それは寛文九年の蝦夷亂以前の石狩川沿岸地方、寛政元年の蝦夷亂以前の根室、北見、厚岸地方には單に個立した多くの部落ではなく、大酋長に依て統一された一個若くは數個の部落團を見出し得るからである。

(昭和六年四月六日脱稿)